

平成 23 年度税制改正について (租税特別措置法の適用期限)

平成 23 年 4 月 1 日
社団法人リース事業協会

政府は、平成 23 年度税制改正関連法案が未成立であることから、「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」を制定・公布しました（平成 23 年 3 月 31 日）。

この法律により、平成 23 年 3 月 31 日をもって廃止される租税特別措置が存続または適用期限が暫定的に延長されています（リース関連は下記のとおり）。

また、現時点において、平成 23 年度税制改正関連法案（参考資料参照）が成立する見通しは不明であり、成立次第、あらためてご連絡します。

記

- ①エネルギー需給構造改革推進投資促進税制（※1）
- ②中小企業等基盤強化税制（※2）

（※1）平成 23 年度税制改正関連法案で廃止されることとされていたが、法案未成立のため、税制がそのまま存続することとなる。

（※2）適用期限が平成 23 年 3 月 31 日までとされていたが、このたびの「国民生活等の混乱を回避するための租税特別措置法等の一部を改正する法律」により、平成 23 年 6 月 30 日まで暫定的に延長された。

以上

平成 23 年度税制改正大綱について

平成 23 年 1 月 27 日
社団法人リース事業協会

政府の税制調査会は、平成 22 年 12 月 16 日に「平成 22 年度税制改正大綱」を取りまとめて、政府に答申した。政府はこの答申を受けて同日に閣議決定した。今後、税制改正関係法案の国会提出、法案成立後に関係政省令の改正が行われる。リースに係る改正内容は以下のとおり。

1. 貸倒引当金制度

貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定する。なお、これらの法人以外の法人の平成 23 年度から平成 25 年度までの間に開始する各事業年度については、現行法による損金算入限度額に対して、平成 23 年度は 4 分の 3、平成 24 年度は 4 分の 2、平成 25 年度は 4 分の 1 の引当てを認める等の経過措置を講じる。

〔補足説明〕

当協会においては、昨年末に貸倒引当金の廃止が示唆されたため、貸倒引当金のリース会社及びリース債権への適用を経済産業省に強く求めてきたが、経済産業省から、「法人税法第 64 条の 2 第 1 項の規定により売買とされるリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人」については、貸倒引当金制度の対象となる旨の連絡があった（別添法人税法改正案参照。詳細については政令で規定される）。

2. 減価償却制度

減価償却制度について、平成 23 年 4 月 1 日以後に取得をする減価償却資産の定率法の償却率は、定額法の償却率（1 / 耐用年数）を 2.0 倍した数（現行 2.5 倍した数）とする。なお、改定償却率及び保証率についても所要の整備を行う（所得税についても同様とする。）。

（注 1）定率法を採用している法人が、平成 23 年 4 月 1 日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度において、同日からその事業年度終了の日までの期間内に減価償却資産の取得をした場合には、現行の償却率による定率法により償却することができる経過措置を講じる。なお、その減価償却資産を適格組織再編成により移転を受けた法人も同様とする。

（注 2）現行の償却率による定率法を採用している減価償却資産について、平成 23 年 4 月 1 日以後最初に終了する事業年度の申告期限までに届出をすることにより、その償却率を改正後の償却率に変更した場合においても当初の耐用年数で償却を終了することができる経過措置を講じる。

3. 租税特別措置

(1) 新設（環境関連投資促進税制）

青色申告書を提出する法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に、エネルギー起源CO₂排出削減又は再生可能エネルギー導入拡大に相当程度の効果が見込まれる設備等の取得等をして、これを1年以内に国内にある事業の用に供した場合には、取得価額の30%の特別償却（中小企業者等については、取得価額の7%の税額控除との選択適用）ができる措置を講じる。

ただし、税額控除額については当期の法人税額の20%を限度とし、控除限度超過額については1年間の繰り越しができることとする（所得税についても同様とする。）。

〔補足説明〕

税額控除制度については、中小企業者等が所有権移転外ファイナンス・リースにより対象設備を導入した場合についても適用できる。

(2) 廃止

①エネルギー需給構造改革推進投資促進税制を廃止する（所得税についても同様とする。）。

②中小企業等基盤強化税制について、適用期限の到来（平成23年3月31日）をもって廃止する。なお、本制度の廃止に伴い、中小企業投資促進税制の対象から除外されているソフトウェアの範囲について所要の見直しを行う（所得税についても同様とする。）。

〔補足説明〕

エネルギー需給構造改革推進投資促進税制は適用期限（平成24年3月31日）に係らず廃止されることとなった。

以上

法人税法改正案について（貸倒引当金）

（貸倒引当金）

第五十二条 次に掲げる内国法人が、その有する金銭債権のうち更生計画認可の決定に基づいて弁済を猶予され、又は賦払により弁済されることその他の政令で定める事実が生じていることにより、その一部につき貸倒れその他これに類する事由による損失が見込まれるもの（当該金銭債権に係る債務者に対する他の金銭債権がある場合には、当該他の金銭債権を含む。以下この条において「個別評価金銭債権」という。）のその損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定（その残余財産の分配が適格現物分配に該当しないものに限る。次項において同じ。）の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて当該個別評価金銭債権の取立て又は弁済の見込みがないと認められる部分の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第五項において「個別貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 当該事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当する内国法人（当該内国法人が連結子法人である場合には、当該事業年度終了の時ににおいて当該内国法人に係る連結親法人が次に掲げる法人に該当する場合における当該内国法人に限る。）

イ 普通法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの（第六十六条第六項第二号又は第三号（各事業年度の所得に対する法人税の税率）に掲げる法人に該当するものを除く。）又は資本若しくは出資を有しないもの

ロ 公益法人等又は協同組合等

ハ 人格のない社団等

二 次に掲げる内国法人

イ 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項（定義等）に規定する銀行

ロ 保険業法（平成七年法律第五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社

ハ イ又はロに掲げるものに準ずるものとして政令で定める内国法人

三 第六十四条の二第一項（リース取引に係る所得の金額の計算）の規定により売買があつたものとされる同項に規定するリース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人その他の金融に関する取引に係る金銭債権を有する内国法人として政令で定める内国法人（前二号に掲げる内国法人を除く。）

2 前項各号に掲げる内国法人が、その有する売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭債権（個別評価金銭債権を除く。以下この条において「一括評価金銭債権」という。）の貸倒れによる損失の見込額として、各事業年度（被合併法人の適格合併に該当しない合併の日の前日の属する事業年度及び残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）において損金経理により貸倒引当金勘定に繰り入れた金額については、当該繰り入れた金額のうち、当該事業年度終了の時ににおいて有する一括評価金銭債権の額及び最近における売掛金、貸付金その他これらに準ずる金銭

債権の貸倒れによる損失の額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額（第六項において「一括貸倒引当金繰入限度額」という。）に達するまでの金額は、当該事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

3～8 （略）

9 第一項、第二項、第五項及び第六項の規定の適用については、個別評価金銭債権及び一括評価金銭債権には、次に掲げる金銭債権を含まないものとする。

一 第一項第三号に掲げる内国法人（第五項又は第六項の規定を適用する場合にあつては、適格分割等の直前の時を事業年度終了の時とした場合に同号に掲げる内国法人に該当するもの）が有する金銭債権のうち当該内国法人の区分に応じ政令で定める金銭債権以外のもの

二 （略）